



税や社会保障関係の書類へのマイナンバー 記載スケジュールを把握しておきましょう。

税や社会保障関係の書類へのマイナンバーの記載時期は、制度によって異なります。それぞれの書類にマイナンバーを記載する時期をきちんと把握し、準備をしておくことが大切です。

税や社会保障関係書類へのマイナンバー記載スケジュールを確認しておきましょう。

分野	主な届出書等の内容	施行日
税	「マイナンバー」または「法人番号」を追加予定 <ul style="list-style-type: none"> ● 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 ● 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書 ● 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書 ● 退職所得の受給に関する申告書 ● 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 など 	平成28年1月1日 提出分～
雇用保険	「マイナンバー」を追加予定 <ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険被保険者資格取得届 ● 雇用保険被保険者資格喪失届 など 「法人番号」を追加予定 <ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険適用事業所設置届 など 	平成28年1月1日 提出分～
健康保険 厚生年金保険	「マイナンバー」を追加予定 <ul style="list-style-type: none"> ● 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ● 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 など ● 健康保険被扶養者(異動)届 など 「法人番号」を追加予定 <ul style="list-style-type: none"> ● 新規適用届 など 	平成29年1月1日 提出分～ 平成28年1月1日 提出分～

国民健康保険組合については、平成28年1月1日より各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。